

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				20	16	14	2	11	5	6	0	0	11	16
佐賀県	佐賀市	こども教育部 学事課	0952-40-7358	○	○		○	○	○				○	https://www.city.saga.lg.jp/
佐賀県	唐津市	唐津市教育委員会事務局学校支援課	0955-53-7138	○	○		○	○	○				○	http://www.city.karatsu.lg.jp/
佐賀県	鳥栖市	学校教育課	0942-85-3520	○	○								○	http://www.city.tosu.lg.jp/1159.htm
佐賀県	多久市	多久市教育委員会学校教育課	0952-75-2227	○	○		○						○	http://www.city.taku.lg.jp
佐賀県	伊万里市	教育委員会 学校教育課	0955-23-3185	○	○								○	http://www.city.imari.saga.jp/4399.htm
佐賀県	武雄市	教育部 学校教育課	0954-23-8010	○			○		○					https://www.city.takeo.lg.jp/kyouiku/
佐賀県	鹿島市	教育委員会 教育総務課 学校教育係	0954-63-2103	○	○		○						○	http://www.city.saga-kashima.lg.jp/
佐賀県	小城市	教育委員会 学校教育課	0952-37-6131	○	○	○	○							http://www.city.ogi.lg.jp/
佐賀県	嬉野市	教育総務課	0954-66-9124	○									○	http://www.city.ureshino.lg.jp/
佐賀県	神埼市	学校教育総務課	0952-44-2296	○	○		○		○					http://www.city.kanzaki.saga.jp/
佐賀県	吉野ヶ里町	教育委員会 学校教育課	0952-37-0339		○		○	○						
佐賀県	基山町	教育学習課	0942-92-7980	○	○	○		○	○					http://www.town.kiyama.lg.jp
佐賀県	上峰町	教育課	0952-52-3908		○									
佐賀県	みやき町	学校教育課	0942-89-3052		○			○						
佐賀県	玄海町	教育課	0955-80-0234				○							
佐賀県	有田町	学校教育課	0955-43-2324	○	○								○	http://www.town.arita.lg.jp/index2.php?q=243&p=12572
佐賀県	大町町	教育委員会事務局 学校教育係	0952-82-3177	○									○	http://cms.saga-ed.jp/hp/omachi-t/home/homeMain.do
佐賀県	江北町	教育委員会	0952-86-5621	○	○									http://www.town.kouhoku.saga.jp/
佐賀県	白石町	教育委員会 学校教育課	0952-84-7128(直通)	○			○		○				○	http://www.town.shiroishi.lg.jp/view.php?pageId=1668#syuugakuenjiyo
佐賀県	太良町	学校教育課	0954-67-0317	○			○						○	http://www.town.tara.lg.jp/

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げた ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の 認定基準に該当するかを確認	イ. 学校 や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年 度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別 な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクー ルソーシャルワーカー (以下「S SW」)の活用	イ. SSW 以外の外部人材	ウ. 貧困 対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉 担当部局等と連携した取組	オ. 福祉 担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学 援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供 医療費助成制度	ク. 対象 者への手厚い支援		ケ. その他	
	該当団体数	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀県	佐賀市					○																		基準額の時期を変更
佐賀県	唐津市																							
佐賀県	鳥栖市																							
佐賀県	多久市																							
佐賀県	伊万里市																							
佐賀県	武雄市																							基準額の時期を変更
佐賀県	鹿島市																							基準額の時期を変更
佐賀県	小城市																							
佐賀県	嬉野市																							
佐賀県	神埼市					○																		
佐賀県	吉野ヶ里町																							
佐賀県	基山町																							
佐賀県	上峰町					○																		各年度別の認定基準については、生活保護基準を基に算出された額を基準額としているため、連年して認定基準額が下がっているが、結果として77/77に該当する対象者がいないため、77/77については、影響なしの区分で整理しております。
佐賀県	みやき町																							
佐賀県	玄海町																							
佐賀県	有田町																							平成25年度に対象であった世帯のみならず、すべての世帯に対して、平成25年度は前年度に比べて認定基準額を上乗せした額を基に計算している。ただし、認定一時扶助については、平成25年度は前年度の基準額と同様としている。
佐賀県	大町町																							
佐賀県	江北町																							
佐賀県	白石町																							
佐賀県	太良町																							